

# 令和7年度第6回庁議 会議録

[日 時] 令和7年11月20日（木）14時00分～14時45分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、各部局長及び危機管理監

[欠席者] 参与

[代理出席者] 教育委員会総括次長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
  - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

- 3 協議事項  
なし
- 4 連絡事項
  - (1) 第六次長期総合計画の中間見直しの進捗状況・今後の予定について (企画部)
  - (2) 令和8年度組織機構の見直しについて (総務部)
- 5 その他

1 市長あいさつ

2 議題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市議会定例会提出議案について説明。

教育委員会から報告1件について説明。

「損害賠償の額の決定について」は、令和7年10月1日午前8時35分ごろ、金子小学校において、職員が除草作業を行っていた際、草刈り機により飛び跳ねた小石が北側の民有地に駐車中の小型自動車に当たり、車両を損傷させたもので、事故に係る損害賠償の額を決定し、令和7年11月4日に

専決処分をしたもので、報告するものである。

損害賠償の額については、当事者との協議、全国市長会の査定により、車両の修理に要する費用 40万6,714円と決定した。

なお損害賠償の額については全額、全国市長会学校災害賠償補償保険から支払われる予定である。

市民環境部から議案 2 件について説明。

議案第 66 号「損害賠償の額の決定について」は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国の定める標準仕様に適合したシステムへの移行に伴い、現行の戸籍情報システムの一部が不要となることから、現在のリース契約を変更するものである。不要となる機器等の使用、保守等のリース契約を令和 8 年 3 月末で一部解約し、解約した残りのリース期間の賃貸借料に相当する 1,908 万 6,170 円を損害賠償の額とするものである。なお、損害賠償の額については、全額、国のデジタル基盤改革支援補助金の補助対象となる見込みである。

議案第 73 号「新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、引用法令条項のズレが生じることによる所要の条文整備を行うものである。当該条例は、政令で定める日から施行する予定である。

経済部から議案 2 件について説明。

議案第 67 号、「土地改良事業の計画」については、農業用水の安定的確保及び堤体決壊による被害防止のため、萩生字治良丸の「唐戸池（上）及び唐戸池（下）」について、ため池等整備事業を実施するにあたり、土地改良事業の計画の概要を定めるため、「土地改良法」第 96 条の 2 第 2 項の規定により提出するものである。

今回事業を実施する「唐戸池（上）（下）」は、受益面積 2.7 ヘクタール、関係農家戸数 19 戸であり、下流域には多くの人家が存在している。そのため、農業用水の安定的確保及び堤体の決壊による被害防止を目的として、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年で実施するものである。

施工内容は、堤体の改修、法面保護としてブロックマットの施工、洪水吐及び取水施設の施工である。概算事業費は、唐戸池（上）が 1 億 1 千万円、唐戸池（下）が 4 千万円、合計 1 億 5 千万円であり、財源内訳は国 55%、県 15%、市 30% である。

議案第 71 号「新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者の指定」について

ては、新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。指定管理者として「株式会社森高リゾート」を指定するため、提出するものである。

新居浜市森林公園ゆらぎの森は、平成30年4月から「株式会社森高リゾート」が指定管理者として管理運営を行ってきたが、指定期間が令和8年3月31日をもって満了となることから、新たに指定管理者を公募した。その結果、2団体から応募があり、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査において、施設の魅力向上や利用者数増加が期待できる点が評価され、より適格と判断された「株式会社森高リゾート」を指定管理者に指定するものである。

なお、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定している。

福祉部から一般議案3件、条例議案2件について説明。

議案第68号「新居浜市立児童館の指定管理者の指定について」、議案第69号「新居浜市老人ホームの指定管理者の指定について」及び議案第70号「新居浜市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」である。

新居浜市立児童館及び新居浜市立老人福祉センターについては、どちらも平成18年度から指定管理者制度を導入し、これまで継続して「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」が指定管理者となり、管理運営を行ってきた。今回の選定についても、それぞれ公募の結果、「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」の1団体のみの応募であり、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き、新居浜市立児童館及び新居浜市立老人福祉センターの指定管理者に、「社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会」を指定するものである。

次に、新居浜市立慈光園については、平成25年度から指定管理者制度を導入し、「社会福祉法人三恵会」が指定管理者となり管理運営を行ってきた。公募の結果、「社会福祉法人三恵会」の1団体のみの応募ではあり、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、これまでの管理実績等から適格と判断されたため、引き続き新居浜市立慈光園の指定管理者に「社会福祉法人三恵会」を指定するものである。

なお、指定の期間は、3件すべて、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定している。

議案第81号「新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、現在仮設園舎で運営している新居浜市立垣生保育園につ

いて、「新居浜市公立保育園・幼稚園の再編等に関する計画」の個別計画に基づき、在園児童の卒園をもって、令和8年3月31日限りで廃止するため、当該条例の一部を改正しようとするものである。なお、この条例は、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

議案第82号「新居浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定については、令和8年4月から全国で実施される乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」に係る設備及び運営の基準を定めるものである。

当該基準は、国の基準に従い、又は参照して定めることとされており、条例の内容は国の基準どおりである。

条例の構成は、第1条から第19条までが条例の趣旨、最低基準、職員の一般的要件等の総則を定め、第20条で事業の区分を「一般型乳児等通園支援事業」と「余裕活用型乳児等通園支援事業」とすること、第21条から第25条までが一般型乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、第26条及び第27条が余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、第28条で電磁的記録方法について定めている。

なお、施行日は第23条を除き公布の日からとし、第23条については国の基準において令和8年4月1日から施行される内容であるため、条例においても同日施行とするものである。

建設部からは、一般議案1件、条例議案1件について説明。

議案第72号「新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場の指定管理者の指定」については、新居浜市が管理する新居浜駅前駐輪場及び新居浜駅南口広場駐輪場の指定管理期間が今年度末で満了するため、新たな指定管理者を指定するものである。

次期指定管理者の候補者を選定するに当たり、駐輪場に隣接する新居浜駅前駐車場、新居浜駅南駐車場、新居浜駅南口広場駐車場の3施設を加え、計5施設を一つの複合施設として一括管理運営することで、より効果的かつ効率的な運営を図ることを目的として事業者を公募した。その結果、「アマノマネジメントサービス株式会社」1団体のみの応募であり、全国で多数の駐車場及び駐輪場の指定管理実績を有することから適格と判断し、指定管理者として指定するものである。

なお、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定している。

議案第79号、「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例」の制定については、市営住宅の応募状況の変化に対応するため、単身高齢者等が入居可

能な市営住宅の床面積基準を、現行の「46平方メートル」から「51平方メートル」に緩和する改正を行うものである。

また、老朽化等により市営住宅を廃止するため、条例中の別表から「治良丸北団地」、「保土野団地」及び「東田団地集会所」を削除するものである。

なお、この条例は公布の日から施行する予定である。

選挙管理委員会事務局から条例議案1件について説明。

議案第74号、「新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を見直すものである。

改正内容は、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価を現行の「7円73銭」から「8円38銭」に、選挙運動用ポスター1枚当たりの印刷費を「541円31銭」から「586円88銭」に引き上げるものである。

なお、この条例は公布の日から施行し、施行日以後に告示される選挙から適用するものである。

農業委員会事務局から条例議案1件について説明。

議案第75号 新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、農地面積の減少に伴い、農業委員会等に関する法律施行令の規定に基づき、現在19人としている農業委員会の委員の定数を14人に、また、現在14人としている農地利用最適化推進委員の定数を13人に改正するものである。

なお、この条例は令和8年7月20日から施行する予定である。

総務部から条例議案3件と追加提出予定の議案について説明。

「新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例」の制定については、令和8年4月に予定している行政組織の見直しに伴い、組織が分掌する事務と条例の整合性を図るために、事務分掌条例を改正するものである。

改正内容は、第1条の部の設置において、経済部が所管している農業、林業及び水産業の施設整備に関する事項を建設部に移管し、技術職員を集中配置すること等により、より効率的な組織体制とするものである。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行する予定である。

議案第77号、「新居浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅

費の算定方法や支給対象を見直すため、条例の整備を行うものである。

改正の主な内容は次のとおりである。まず、第9条では、鉄道賃について急行列車利用等における距離制限を廃止し、実態に応じた実費支給を行う規定に改める。次に、第12条では、移動距離に応じて定額支給していた車賃を廃止し、鉄道・船舶・飛行機以外の交通手段を利用する場合の費用として「その他の交通費」を新設し、実費支給を行う規定を加える。さらに、第13条では、宿泊費について定額支給から地域ごとに上限を定めた実費支給に改める。第15条では、日当及び食卓料を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用として「宿泊手当」を新設する。また、第16条から第18条では、赴任に伴う費用について、実態を勘案した実費支給に改める。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行する予定である。

議案第78号、「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の制定については、現在実施している個人住民税均等割の額の軽減措置を廃止するものである。

背景として、平成16年度に人口規模別の税率区分が廃止され、全国的に税率が統一されたことから、市町村間の均衡が求められた。その中で、個人住民税均等割の軽減措置については、県内をはじめ全国の多くの市町村で既に廃止されている。今回の改正により、令和7年度税制改正後の新しい税制下における住民負担の均衡、地域間の課税の均衡を図るとともに、令和8年度から予定されている「課税事務の全国標準化」に向け、課税事務の適正な運用を行うものである。

改正内容は、第32条を削除し、附則第22条第2項を削るものである。

なお、この条例は令和8年1月1日から施行する予定である。

追加提出予定の議案について説明する。

まず、1は人事院勧告に伴う国家公務員に係る給与改定等に関連するものである。次に、人事議案2件については、2新居浜市監査委員の選任、3新居浜固定資産評価審査委員会委員の選任であり、いずれも任期満了に伴う新たな委員の選任について議会の同意を求めるものである。

企画部から条例議案1件、予算議案2件、追加提出予定の予算議案について説明。

議案第80号「新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」については、今年度実施しているスコアボード改修に伴い、現在の1試合使用料660円を2,640円に改めるものである。

なお、この条例は令和8年2月1日から施行する予定である。

議案第84号「令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）」について

は、こども・子育て複合施設整備事業の公共事業をはじめ、小学校施設環境整備事業等の単独事業、企業立地促進対策費等の施策費及び経常経費について予算措置するものである。今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億1,597万3千円の追加となっている。

議案第85号「令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」については、成年後見制度利用支援事業費の施策費及び介護サービス等諸費等の経常経費について予算措置するものである。今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億6,245万3千円の追加となっている。

追加提出予定の議案について説明。「令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）」及び「令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、人事院勧告による給与改定及び人事異動に伴う人件費について予算措置するものである。

消防本部から条例議案1件について説明。

議案第83号、「新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例」の制定については、近年全国的に林野火災による甚大な被害が発生している状況を踏まえ、林野火災に関する注意報の発令など、林野火災の予防に関する事項を定めるため、新居浜市火災予防条例の一部を改正するものである。

改正内容は、林野火災が発生しやすい気象状況となった場合に、林野火災に関する注意報や警報を発令し、野焼きやたき火等の行為を制限することを規定するものである。さらに、たき火が火災とまぎらわしい行為として届出規制の対象であることを明確化するとともに、届出規制の対象となる期間及び区域を指定できるよう、所要の条文整備を行うものである。

なお、この改正規定は令和8年1月1日から施行する予定である。

### 3 協議事項 なし

### 4 連絡事項

(1) 第六次長期総合計画の中間見直しの進捗状況・今後の予定について  
企画部長より説明。

(2) 令和8年度組織機構の見直しについて  
総務部長より説明。

### 5 その他

なし